民間の地域経営主体に対する認定要綱

必要性・目的

✓ 民間の地域経営主体の存在・取組について、自治体・事業者・住民らの理解を得ることに苦心するケースあり

⇒ 一定の地域経営主体を国が認定することで、地域社会の信頼・信用につながり、同主体が活動しやすくする

✓ 地域生活圏の形成に向けて、交通・買い物・医療・教育等、地域経営主体が関与する分野は多種多様であり、取組推進に際しての課題・疑問等を誰に相談していいのか分からない

⇒ 中長期にわたり取り組む意思・プランを有する地域経営主体に対して、国がワンストップで関連支援策の紹介や助言等の支援を行い、生活サービスの維持・地域課題の解決に計画的・具体的に取り組む主体を後押し

施策の概要

民間の地域経営主体に対する認定要綱

＜要綱の詳細＞

- 中長期にわたり地域生活圏の形成に取り組む意思・プランを有する民間の地域経営主体を、国土政策局長が認定。
- 認定を受けようとする民間法人は、地域生活圏を形成する対象地域、申請者が果たす役割、実施する取組の内容等を記載した必要書類を作成し、申請。
- 国土政策局長は、以下のような基準を基に審査を行い、有識者に意見を聴取した上で、認定を行う。
  - 申請者が地域全体のマネジメント役、地域のプレイヤー間の連携をコーディネートする役割を担う者であるか
  - 地域の生活サービスの維持を目的としており、住民に恩恵・効果が行き届く活動内容であるか
  - 認定有効期間（３年。更新可）を超えて中長期に取り組む具体的プランがあるか
  - 申請書類に記載された事項を実施するために必要な組織・人員、資金計画を有しているか

＜効果＞

- 国が認めた民間の地域経営主体であることのお墨付の付与
- 認定主体に対し、国土交通省国土政策局がワンストップで、関連支援策の紹介や助言等の支援を実施